

モデル事業 調査依頼取扱規程

(平成22年9月7日 制定)

1. 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」(以下モデル事業という)において、次の条件を満たす事例を調査対象とする。
 - (1) モデル事業に調査分析を依頼する医療機関(以下、依頼医療機関という)は、遺族に対し、別途資料に基づき、モデル事業の目的、事業の流れ、個人情報取扱等を説明し、文書で同意を取っていること。
 - (2) 依頼医療機関は、自ら院内調査委員会を設置し、原因究明のための調査等を行い、報告書を作成、モデル事業に提出する。なお、診療所等、独自に院内調査委員会を設置できない医療機関については、事務局等の助言により院内の調査分析を行い、モデル事業に提出すること。
 - (3) 依頼医療機関は、遺族に対し、評価委員会からの評価結果報告書の内容によらず、自ら、患者の死亡に関して十分な説明と情報提供が必要であることについて了承していること。
 - (4) 依頼医療機関は、調査対象となる事例の診療録、X線フィルム等必要な資料のコピーをモデル事業へ提出することを了承していること。
 - (5) モデル事業が現行制度の下で実施されていることにかんがみ、異状死として警察に届け出られたものについては、検視等の手続きを経た後でなければ、モデル事業の対象とすることができない。尚、警察に届け出た場合に検視等が行われ、司法解剖とならなかった場合で、上記項目に合致するものは、モデル事業の対象とすることができる。
 - (6) 依頼医療機関は死亡時画像診断・解剖の結果、死体について犯罪と関係のある異状が認められたときは死体解剖保存法11条に基づき警察に届けることとなることを了承していること。
2. 依頼医療機関においては、事案発生直後の状態を保全する。点滴チューブ・カテーテル・気管支挿管等、事案と関連した可能性のあるものは抜去せず、注射器・点滴の内容、モニタ記録はそのまま保存すること。また、器具・薬液の添付文書(写)をあわせて提出すること。
3. 依頼医療機関は、事案の状況等について、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業申請書」を作成し、地域事務局の調査受付窓口にあらかじめ

連絡した上で提出すること。

4. モデル事業の対象として受諾された事案について、依頼医療機関の管理者は、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業について（医療機関用）」の内容を確認し、依頼書に記名、押印の上、当該モデル事業の受付窓口に提出する。
5. 複数の医療機関にわたって医療行為が行われており、それぞれに調査が必要な場合は、主たる依頼医療機関が関係する他の医療機関にモデル事業依頼の応諾を得ること。
6. 依頼医療機関は調査対象となる事例の診療録及び諸記録（看護記録・手術記録検査所見記録・エックス線写真等）の複写（2～3部）、及び事実関係を調査して時系列にその事実を整理した「事例の概要」は速やかに地域事務局まで提出すること。尚、診療録の追記・修正は医療関係者の隠蔽行為と見なされ得る可能性があるため、死後の記述を行う場合は既に記述している部分については消去せず、時間を記して追記すること。

この規定は平成22年4月1日から施行